

川崎市国際交流センター利用料金減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市国際交流センター条例（平成6年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、川崎市国際交流センター（以下「センター」という。）の施設、備品及び駐車場の利用料金を減額し、又は免除する基準を定めるものとする。

(免除及び減額する額)

第2条 条例別表1施設利用料及び別表2設備利用料については、次に定めるとおりとする。

- (1) 総務企画局総務部庶務課、市民文化局市民生活部多文化共生推進課又は公益財団法人川崎市国際交流協会が主催又は共催する事業で、国際交流の促進を目的として利用する場合 規定利用料の全額
- (2) 川崎市（総務企画局総務部庶務課及び市民文化局市民生活部多文化共生推進課を除く。）又は公益財団法人川崎市国際交流協会に登録されている民間交流団体が主催する事業で、国際交流の促進を目的として利用する場合 規定利用料の5割相当額
- (3) 公益財団法人川崎市国際交流協会が後援する事業で、国際交流の促進を目的として利用する場合 規定利用料の5割相当額
- (4) その他市長が特別の理由があると認める場合 規定利用料の全額

2 条例別表3駐車場利用料については、次に定めるとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車 規定利用料の全額
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車 規定利用料の全額
- (3) 障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者をいう。）が使用する自動車及び同乗する自動車 規定利用料の全額
- (4) 川崎市、センター指定管理者又はセンター内ホテル・レストラン施設借受者が依頼した工事業者、委託業者等が専らその業務のために使用する自動車 規定利用料の全額
- (5) 川崎市又は公益財団法人川崎市国際交流協会が国際交流の促進等を目的として主催又は共催する事業において、事業実施代表者、講師、委員その他これらに類する者が使用する自動車 規定利用料の全額
- (6) 公用車 規定利用料の全額

(7) その他市長が特別の理由があると認める自動車 規定利用料の全額

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。